

# 相続税申告に関する税理士報酬規定一覧

【表1】相続税の税務代理報酬及び税務書類の作成報酬

(単位：円)

遺産の総額	税務代理	税務書類
(基本報酬)	100,000	50,000
5千万円未満	200,000	100,000
7千万円未満	350,000	175,000
1億円未満	600,000	300,000
3億円未満	850,000	425,000
5億円未満	1,100,000	550,000
7億円未満	1,350,000	675,000
10億円未満	1,700,000	850,000
10億円以上	1,800,000	900,000
10億円以上1億円増すごとに	加算 100,000	加算 50,000

〈表の説明〉

基本報酬に遺産総額（債務控除前）に応じた金額（但し、相続人が2人以上の場合は、[相続人の数 - 1] × 0.1 を乗じた金額を加算する）を加算した金額。但し、複雑な事案については、基本報酬を除いた金額の100%を限度として、加算できる。

また、この表の遺産の総額は小規模宅地等の評価減適用前の財産額で判定する。

(例) 遺産総額 9億円 ・ 相続人一妻，子供3人の場合

(1) 税務代理報酬

基本報酬 → 100,000円  
 遺産の総額10億円未満 → 1,700,000円  
 1,700,000円 × 0.1 × (4人 - 1人) → 510,000円

合計 2,310,000円

(2) 書類作成報酬……税務代理報酬の50%相当額

2,310,000円 × 50% = 1,155,000円

(3) 報酬限度額

(1) + (2) = 3,465,000円

早見表－相続税の税務代理報酬及び税務書類の作成報酬

(単位：万円)

遺産の総額	相続人の数					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
1億円未満	105	114	123	132	141	150
3億円未満	142.5	155.2	168	180.7	193.5	206.2
5億円未満	180	196.5	213	229.5	246	262.5
7億円未満	217.5	237.7	258	278.2	298.5	318.7
10億円未満	270	295.5	321	346.5	372	397.5
20億円	435	477	519	561	603	645
30億円	585	642	699	756	813	870
40億円	735	807	879	951	1,023	1,095
50億円	885	972	1,059	1,146	1,233	1,320

【表2】相続税物納申請に係る報酬

相続税法に規定する物納に関する事務に従事したときは、次の基準による報酬額とする。

・物納申請税額

1億円未満 500,000円  
 5億円未満 700,000円  
 5億円以上 900,000円  
 5億円増すごとに 200,000円を加算

・加算報酬

相続税法に規定する物納に関する事務が著しく複雑なときは、30%相当額を限度として加算することができる。

【表3】相続税延納申請に係る報酬

相続税法に規定する延納に関する事務に従事したときは、次の基準による報酬額とする。

・延納申請税額

1億円未満 100,000円  
 5億円未満 150,000円  
 5億円以上 200,000円  
 5億円増すごとに 50,000円を加算